

議案第 5 4 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり定める。

平成 2 5 年 6 月 1 4 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表期日前投票所の投票立会人の部の次に次のように加える。

指定病院等における不在者投票の外部立会人	1回につき 10,700円以内で、従事する時間に 応じ、任命権者が市長と協議して定める額
----------------------	---

付 則

この条例は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）の施行の日から施行する。